

第1回自治基本条例 住民ワークショップ

2019年9月8日（日）

自治基本条例とは

- ・「まちづくり」を進めていく際の、「共有できる理念」や「基本的なルール」を定めるもの

- ・「まちづくりの目標を定める際の手続き、まちづくりを進める仕組み」等を定めるもの

「自治」、「住民」、「コミュニティ」、「自治体の担う役割」等のイメージについて、どのような基本的な考え方を根底に据えるかということをもみんなでしっかり議論して共有することが大切

住民WSによる意見の聴取、庁内検討組織で「研究・熟議」
第三者委員会である**自治基本条例審議会**で審議・審査

山下淳『自治基本条例から自治の政策をリバーズする』（NPO政策研究所刊）より



広陵町

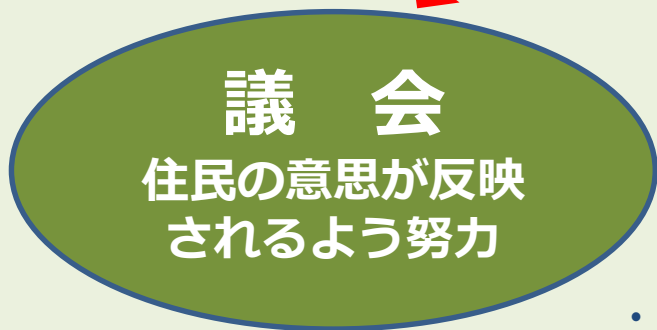
Koryo Town

自治基本条例ができれば



- ・ 情報提供
- ・ 選挙
- ・ 町政への参画

- ・ 町政への参画
- ・ コミュニティへの参加
- ・ 情報公開
- ・ 活動の支援
- ・ サービスの提供



- ・ 監視
- ・ 政策提言
- ・ 議案の提出
- ・ 町政の説明責任



自治基本条例制定までのスケジュール

自治基本条例WG設置

自治基本条例WG本格始動

自治基本条例庁内検討委員会設置

自治基本条例審議会設置

キックオフシンポジウム

5/19

住民参加
ワークショップ
第1回
9/8(日)

審議会
第3回
9/8(日)
計8回予定

検討委員会
WG

審議会条例素案提出

住民説明会・パブコメ

提言書・最終提出

12月議会
議案提出

条例施行

H30.1

H30.12

H31.4

R2.12

R3.4

平成30年度

平成31年・令和元年度

令和2年度

審議会・庁内検討委員会・WGの位置付け

広陵町自治基本条例審議会

知識経験者・各団体推薦者・公募住民
条例案の検討・審議の後、町長に答申



諮問



答申



自治基本条例庁内検討委員会

幹部職員（副町長・教育長・理事・政策監・各部長）
条例草案の検討を行い、審議会への諮問案を作成



自治基本条例ワーキンググループ

若手職員（入庁7年目までの職員）
条文、用語の精査を行い、条例草案を作成

ファシリテーター班

法制執務班